

令和8年4月

保護者等 様

県立神戸聴覚特別支援学校長

大雨・洪水・暴風等の気象発表時および非常変災時等の対応について(お願い)

本校では、気象警報発令時および非常変災その他急迫の事情がある際の登校について、下記のように対応しますのでよろしくお願いいたします。

令和8年3月17日(火)より、現在「神戸市」単位で発表されている気象情報(注意報・警報等)は、行政区単位「神戸市垂水区」等での発表に変更されています。本校は通学経路が広域なため、「神戸市」のいずれかの区に発表がある場合は、下記のように対応します。今後の警報等発令時に、ご注意ください。

記

- 1 「神戸市のいずれかの区」に、午前6時の時点で、大雨(土砂災害・浸水害)・洪水・暴風・大雪等の警報・特別警報が発表されている場合は臨時休業とする。
 - (1) 居住地域の市町に警報が発表されていなくても臨時休業とする。
 - 2 「神戸市のすべての区」に警報が発表されていない場合は授業をおこなう。
 - (1) 居住地域の市町に警報が発表されている場合は家庭学習とし、授業の出欠扱いについては公欠とする。
 - (2) 通学経路の市町に警報が発表されている場合も家庭学習とする。
 - 3 登校途中で警報が発表された場合は、ただちに帰宅する。
 - 4 授業中に警報が発表された場合、または公共交通機関の計画運休が発表された場合は、学校長が状況を判断し適切な対応を講じる。
 - 5 寄宿舎生については、自宅を出発する時点で居住地域の市町、通学経路の市町もしくは学校所在地(神戸市のいずれかの区)に警報が発表されている場合や危険と判断した場合は、午前6時まで自宅で待機し、その後上記の1~3の基準に従う。
 - 6 警報発令の有無にかかわらず、気象警報発令・解除の前後においても、公共の交通機関の運転見合わせや計画運休が発表されている場合、登校時間の変更や臨時休業の対応をとることがある。
 - 7 登下校中、地震発生及び非常変災その他急迫の事情により、立ち往生を余儀なくされた際は、保護者と学校が連携して幼児児童生徒の安全確保にあたる。
- ・臨時休業やその他対応につきましては、学校よりマチコミメールで配信いたします。
 - ・教職員が出勤困難な場合や通信障害等により、メール配信の遅延、電話回線の不通等、不測の事態が想定されます。判断に迷った際は、安全を最優先に自宅にて待機してください。
 - ・不測の事態に備え、避難場所やとるべき行動など、各家庭においても事前に話し合っておいてください。
 - ・寄宿舎職員の出勤が困難な場合、休校の前日に舎生が帰省する場合があります。週はじめの臨時休業日は、寄宿舎に泊まることはできません。